平成２７年（フ）第１２８号
三重県四日市市諏訪栄町17番６号
債務者　杉野　克幸
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
三重県桑名市大山田８丁目７番地63
債務者　伊藤　礼子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
三重県四日市市海山道町３丁目68番地　パーサス光４Ｌ号、住民票上の住所三重県四日市市川尻町2360番地　レオパレス空208
債務者　外山　博也
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
三重県四日市市小杉新町68番地
債務者　楠原　秀子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番４―101号
債務者　永山　朝光
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７８号
兵庫県西宮市上葭原町３番11―301号、前住所兵庫県西宮市城ケ堀町２番22号早川ビル５Ｇ
債務者　甲田　千景（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８２号
兵庫県姫路市勝原区丁117番地１　エクセランマハロＣ棟
債務者　佐藤　智之
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２６号
兵庫県赤穂市坂越1695番地９
債務者　池田　千佳
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６６号
広島市安佐南区上安５丁目３番４－７－304号
債務者　森国泰こと　森　　國泰
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８０号
広島市佐伯区五日市５丁目７番64―209号
債務者　ＴＳＵＭＵＲＡこと　津村　一成
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５９号
愛媛県松山市祝谷４丁目２番３号　浅野アパート102号
債務者　北内千代子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６０号
愛媛県松山市此花町３番22号　公栄産業ビル201号
債務者　中嶋　江奈
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８５号
愛媛県松山市中村３丁目６番28号　メゾン徳101号
債務者　上田　利彦
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５号
福岡県宮若市宮田1177番地
債務者　添田絵理子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３４６号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目３番８号
債務者　冨田　知恵
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３７１号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目14番５―101号
債務者　市川　　始
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５５号
佐賀市高木瀬東４丁目５番32号
債務者　菅原　留美（旧姓船津）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係